

# 児童手当制度が変わります！

令和6年  
(2024年)  
**10月**から  
(12月支給分から)

申請が必要な方がいます。

申請期限は令和7年3月31日。



## 1. 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を  
養育している方  
(15歳到達後の最初の年度末まで)

0歳～**高校生年代**までの子を  
養育している方  
(18歳到達後の最初の年度末まで)

## 2. 所得制限が撤廃されます

### 所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり

### 手当月額

|                |         |          |
|----------------|---------|----------|
| 3歳未満           |         | 月15,000円 |
| 3歳～<br>小学校修了まで | 第一子・第二子 | 月10,000円 |
|                | 第三子以降   | 月15,000円 |
| 中学生            |         | 月10,000円 |

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。  
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。

### 所得制限

**所得制限なし**

### 手当月額

|                               |         |          |
|-------------------------------|---------|----------|
| 3歳未満                          | 第一子・第二子 | 月15,000円 |
|                               | 第三子以降   | 月30,000円 |
| 3歳～18歳<br>18歳到達後の<br>最初の年度末まで | 第一子・第二子 | 月10,000円 |
|                               | 第三子以降   | 月30,000円 |

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## 3. 偶数月(年6回)に支給されます

### 支給月

2月・6月・10月(年3回)

※各前月までの4か月分を支給

### 支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)

※各前月までの2か月分を支給



### 申請について

児童手当の申請は、お子様を養育している方が、お住まいの市区町村に申請してください。

※養育している方がご両親など複数名いる場合には、令和5年(2023年)の所得が高い方が申請してください。

※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか  
こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



# 回 覧



本村の北幼稚園・南幼稚園は、長年にわたり、たくさんの子ども達の成長を見守って参りましたが、令和7年4月から両園を統合し、現在の北幼稚園の園舎を利用して新たに「しんとう幼稚園」として開園することになりました。

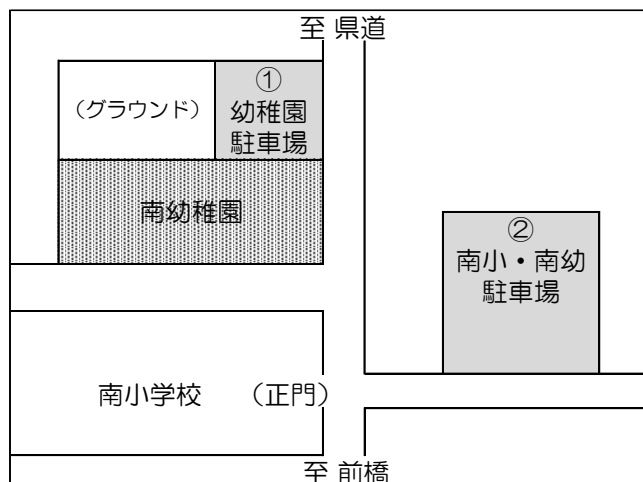
そこで、南幼稚園の園舎や園庭を、広く卒園生や御家族の皆様、地域の皆様に開放いたします。子ども達の笑顔があふれ、たくさんの思い出が詰まった幼稚園へ是非お出かけください。皆様の御来園をお待ちしています。

と き：令和7年3月29日（土） 午前10時00分から正午まで

ところ：榛東村立南幼稚園（榛東村広馬場1143番地1）

## 【開放に際してのお願い】

- ・園舎内を見学される方は、上履き（スリッパ）の準備をお願いします。
- ・園舎内での飲食や敷地内での喫煙は御遠慮ください。また、ゴミの持ち帰りをお願いします。
- ・園内の施設利用に際しては、各自で安全管理をお願いします。  
小さなお子様連れの場合は、お子様から目を離さずに御利用ください。
- ・施設の維持管理のため、園舎内の備品の持ち帰りや落書きをしないようお願いします。
- ・お車でお越しの方は、下記①、②の駐車場を御利用ください。



## 【お問合せ先】

榛東村教育委員会事務局 学校教育課  
電話：0279-26-2762



# 【榛東村都市計画マスタープラン】 ワークショップの参加者募集

## 回覧

榛東村では現在、令和8年3月に目標年次を迎える「榛東村都市計画マスタープラン」の改定に取り組んでいます。このマスタープランは、住民と行政が一体となって、概ね20年後の榛東村のあるべき姿を考え、将来のまちづくりの基本的な方針を定めたものです。

今回、より良い改定を行うために、住民の皆さんと一緒に「まちづくりの課題」について考えるワークショップを開催しますので、ご興味のある方は是非ご応募ください。

### 応募資格

応募時に榛東村内に在住又は勤務している18歳以上の者（高校生を除く。）で各部の第1回及び第2回に参加できる者。

### 日時・場所

昼の部【14:00から16:00まで】・榛東村役場1階 村民ホール

○第1回 令和7年4月16日（水）

○第2回 令和7年4月30日（水）

夜の部【18:00から20:00まで】・榛東村役場1階 村民ホール

○第1回 令和7年4月16日（水）

○第2回 令和7年4月30日（水）

※昼の部と夜の部の内容は同じになります。

- |      |                                  |      |                                              |
|------|----------------------------------|------|----------------------------------------------|
| ○第1回 | ・オリエンテーション<br>・村の現状について<br>・課題抽出 | ○第2回 | ・第1回の復習<br>・課題抽出の続き<br>・課題のグループ分け<br>キーワード選定 |
|------|----------------------------------|------|----------------------------------------------|

### 定員

30名以下（定員を超えた場合は抽選で選考を行います。）

### 応募方法

【応募用紙による応募】

必要事項をご記入の上、下記連絡先にご提出ください。

【電子申請による応募】

URL又はQRコードの応募フォームからご応募ください。

<https://logoform.jp/form/3G8x/923422>



※その他ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

### 応募締切日

令和7年3月31日（月）

### 連絡先

〒370-3593  
北群馬郡榛東村大字新井790番地1  
榛東村役場 建設課 都市計画係  
TEL:0279-26-2609 FAX:0279-54-8225  
E-mail:kensetsu@vill.shinto.gunma.jp

皆様のご応募  
お待ちしております！



別記様式第 1 号（第 4 条第 3 項関係）

|                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 用 紙                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 応 募 日                                                    | 令和            年            月            日                                                                                                                                                                                                                        |
| フリガナ                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 氏        名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 性        別<br>(該当に <input checked="" type="checkbox"/> ) | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 無回答                                                                                                                                                                             |
| 生年月日                                                     | 大正<br>昭和            年            月            日<br>平成                                                                                                                                                                                                            |
| 電話番号                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 住        所                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 勤 務 先<br>(村外在住者のみ記入)                                     | 所在地<br>法人名                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 参加希望日時                                                   | 参加希望に <input checked="" type="checkbox"/> してください<br><input type="checkbox"/> 昼の部【14：00 から 16：00】<br>第 1 回    令和 7 年 4 月 16 日<br>第 2 回    令和 7 年 4 月 30 日<br><input type="checkbox"/> 夜の部【18：00 から 20：00】<br>第 1 回    令和 7 年 4 月 16 日<br>第 2 回    令和 7 年 4 月 30 日 |



「誰でもカフェ」開きます



回覧



今回のおしゃべり場所は

南部コミュニティセンターです！

3月27日（木）10時～15時まで

開放しています。好きな時間に来てお友達と  
楽しんで行って下さい。

ドリンク類は準備しています。自分用にお茶請けや  
赤ちゃんメニュー程度の持ち込みはOKです。

年齢問わず誰でもお越し頂けます。

お友達とのおしゃべり場としてもご活用ください。

ちびっ子用のハイハイスペースも、準備しています。



誰でもカフェ

「カタリバ」

出張見守り

「よろず相談」

お問い合わせ：榛東村社会福祉協議会  
55-5294

たまに、催し物があ  
るかも知れません

榛東村地域ささえあい協議体



# 回 覧

なごみ

## 「和の場」のご案内

R7/3/7 発行

榛東村地域包括支援センター

〒370-3503

榛東村新井793-2

Tel 0279-25-8441

一人で抱え込まないで・・・

まずは、話をしてみませんか？

気軽にお茶を飲みながら、認知症の相談を行ったり、介護している家族の方同士が話をしたり、参加者同士の交流の場です。

どなたでも自由に参加できる交流の場です。

どうぞ、お気軽にお越しください。

☆ご自分の好きな飲みものを持参し、お出かけください。



### らくらくカフェ

「らくらくカフェ」は、手先が器用なサポーターさんがいるのでワークショップなど開いたり、体操や座談会などがあり、参加者にとって温かい場所になっています！



### 南コミカフェ

令和6年度は、「ハワイアンズバンド」「大正琴」「男性コーラス」などたくさんのイベントを開催してきました！



榛東中学校の生徒さんも参加してくださいました！



### 20区コミセンカフェ

20区住民の方を対象に行っているカフェです！令和6度に立ち上げ、毎月たくさんの方が参加しています。参加者からは「毎月楽しみが増えました！」という声をいただいています！



年齢制限はありません。  
たくさんの方の参加を  
お待ちしております！！



# 「和の場」<sup>なごみ</sup>

## 2025年度 年間スケジュール

時間 13:30~15:00(出入り自由・年齢制限なし)

### 南コミカフェ

場所：南部コミュニティセンター

4月 4日 (金曜日)

5月 2日 (金曜日)

6月 6日 (金曜日)

7月 4日 (金曜日) 家族介護の交流

8月 1日 (金曜日) 大正琴

9月 5日 (金曜日) 認知症を学んで語ろう

10月 3日 (金曜日)

11月 7日 (金曜日)

12月 5日 (金曜日)

1月 16日 (金曜日)

2月 6日 (金曜日) 大正琴

3月 6日 (金曜日)

### らくらくカフェ

場所：楽集センター

4月 23日 (水曜日)

5月 28日 (水曜日) 家族介護の交流

6月 25日 (水曜日) ハーモニカ

7月 23日 (水曜日)

8月 27日 (水曜日)

9月 24日 (水曜日) 認知症を学んで語ろう

10月 22日 (水曜日)

11月 26日 (水曜日)

12月 17日 (水曜日)

1月 28日 (水曜日)

2月 25日 (水曜日)

3月 25日 (水曜日)

\*感染症発生状況や天候、施設の行事などにより中止になる場合がございます



懐かしい歌を一緒に聴いて、  
語りましょう

ホームページからは、  
最新の  
イベント情報、日程が  
みられます



<https://www.vill.shinto-gunma.jp/hetto/000>  
ps://www.vill.shinto  
097/p000205.htm h4

(問い合わせ先)

しんとうむら ちいき ほうかつ しえん せんたー

榛東村地域包括支援センター

TEL 0279-25-8441

## 榛東村

榛東村地域包括支援センター  
保健相談センター内

### 地域包括支援センターだより

〒370-3503 榛東村新井793-2

Tel 0279-25-8441



## クーリング・オフってなに？～消費者被害対策～

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるように、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。



クーリング・オフができるのは、どんな契約ですか？

クーリング・オフの対象となるものは

- ①訪問販売（事業者が自宅に訪問して、商品・サービスの購入をさせようとするもの）
- ②電話勧誘販売（消費者に事業者が電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行うもの）
- ③連鎖販売取引（マルチ商法）
- ④訪問購入

などがあります。



TVショッピングや通販で購入した物もクーリング・オフの対象になりますか？

TVショッピングやインターネット通販など、通信販売で購入した商品はクーリング・オフの対象外ですのでご注意ください。

その他にも

- ①代金が3,000円未満の現金取引
- ②化粧品・健康食品等の消耗品で使用または消費してしまった場合
- ③自動車を購入する場合

などは、クーリング・オフの対象外となります。



業者が突然訪問して、「いないものを売ってくれ」と言われた。仕方なく家にある貴金属を渡してしまった。買取金額も安かったが、早く帰って欲しかったので了承してしまった。  
本当は売りたいくなかったし、貴金属も返して欲しい・・・

訪問購入の場合でも、クーリング・オフをすることは可能です。  
少しでも不安・心配があれば、まずは気軽に地域包括支援センターへご相談ください！







# ご存じですか？<sup>せいねんこうけん</sup>成年後見制度



こんな心配ありませんか？

悪質な訪問販売



一人暮らしで将来が不安



もの忘れがある



突然倒れた家族の金銭管理



<sup>せいねんこうけん</sup>

成年後見制度とは、みなさんの暮らしや  
権利を守る制度です

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、  
介護、福祉サービスを利用するための手続きや、不動産や預貯金などの  
財産管理が難しい場合があります。

また、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力が不十分な人を保護し、支援する制  
度です。

詳しくは包括支援センターまで、お気軽にご相談ください。



【お問い合わせ】〒370-3503 榛東村新井793-2

榛東村地域包括支援センター

電話（直通）0279-25-8441

\*24時間受付 夜間（17：15～翌日8：30）、閉庁日は緊急の場合のみ対応します

# 地域で防ごう 高齢者虐待

## 高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して、養護者（高齢者を養護する家族、親族、同居人等）による次のような行為を「高齢者虐待」といいます。

### 身体的虐待

- たたく、つねる、殴る
- 無理やり食べ物を口に入れる
- ベッドや車いすにしばり付ける



### 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- 部屋や衣類が汚れ、悪臭がする
- 部屋中にゴミが散らかっている
- 必要な医療・介護サービスを利用させない



**暴力行為だけが虐待ではありません**



### 経済的虐待

- 日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
- 高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う

### 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 高齢者が話しかけても無視をする

### 性的虐待

- 本人の嫌がる性的行為を強要する
- おねしょしたことに腹を立て、裸にして放置する

### 気付かずに虐待をしてしまうこともあります

- 言うことを聞かないので、無視したりののしったりする
- 認知症のため徘徊するので、家に閉じ込める
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使い込んでいる



介護者の方へ



### 介護を抱え込まないで

熱心に介護している中でいつの間にか介護負担が大きくなったり、まわりに頼ることを遠慮し、一人で介護を担ってしまいうこともあります。

「休むことも介護のうち」「頼ることも介護のうち」と考えて、休養に心がけましょう。



## 気づきが早期対応に

高齢者虐待は、どの家族でも起こる可能性のある身近な問題です。  
小さな「気づき」が、高齢者の生活や健康を守る力になります。

### 高齢者の様子

- ☐ 体に不自然なあざや傷がある
- ☐ わずかなことにおびえやすい
- ☐ 汚れたり破れたりした服を着ている
- ☐ 栄養失調・衰弱の状態にある
- ☐ あきらめ、なげやりな態度が見られる
- ☐ 衣食住にお金がかけていない



### 介護者の様子、地域での様子

- ☐ 介護疲れや疾病等つらい様子がみられる
- ☐ 介護者が介護している様子が乱暴だと感じる
- ☐ 高齢者に面会させない
- ☐ 福祉・保健・介護関係の担当者と会うのを嫌がる
- ☐ 冷房や暖房などが適切に使用されていない
- ☐ 戸外にも怒鳴り声が頻繁に聞こえる

## 高齢者虐待に気づいたときには・・・

「虐待かもしれない」と思ったら、早めに相談することが大切です。  
上記に当てはまることがあれば、地域包括支援センターまでご相談ください。



「通報したことが本人や家族に知られてしまうのではないか」と不安になるかもしれませんが、通報者の情報は絶対に漏らしませんのでご安心ください。

【お問い合わせ】 〒370-3503 榛東村新井793-2

榛東村地域包括支援センター

電話（直通）0279-25-8441

\*24時間受付 夜間（17：15～翌日8：30）、閉庁日は緊急の場合のみ対応します